

保険業法（平成七年法律第百五号）（附則第七十一条関係）

改正案	現行
<p>（相互会社の社債発行） 第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 相互会社が発行する社債は、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行された社債とみなす。</p>	<p>（相互会社の社債発行） 第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 相互会社が発行する社債は、<u>社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）</u>、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行された社債とみなす。</p>